

# 7月は 同和問題啓発強調月間です

私たち  
一人ひとりが  
同和問題を正しく理解して、  
しっかりと向き合うことが大切です。

## 同和問題って何

同和問題とは日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活を送るうえで今なおさまざまな差別を受けている日本特有の人権問題です。

同和問題と聞くと「もう解決している」「同和問題はなくなっている」と認識している人もいますが、同和問題はいまだ解決しておらず、「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身というだけで、基本的人権を侵害され、日常生活で厳しい制限や差別を受けている人がいます。

**同和問題（部落差別）に関するさまざまな人権問題が今なお起きています**

**【事例1】結婚・就職などの差別**  
同和地区出身であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などで不利な扱いを受けたりするなどの事案が発生しています。

**【事例2】差別落書きなど**  
同和問題に関する差別的な落書き

きがされたり、ビラがまかれたりするといった事案が発生しています。

特に近年はインターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除することが難しいため、問題になっています。

**【事例3】差別につながる身元調査など**

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取り扱いにもつながりかねないものです。

**【事例4】えせ同和行為**

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額な本を売りつけたり、寄付金を強要するなどの行為です。

こうした行為は、同和地区出身者などに対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

芦屋町人権・同和教育研究協議会  
▷問い合わせ 社会教育係  
(☎223-3546)



## インターネットと人権

インターネットには、掲示板や SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があります。



多くの人々が利用する一方で、自分の名前や顔を簡単には知られることなく発言できることから、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。

最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、関係者とされる人たちの個人情報を流す書き込みがされたり、誤った情報に基づいて全く関係のない人たちを誹謗中傷 (根拠のない悪口や嫌がらせ) する書き込みがされたりしています。

インターネットでは、一度、掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをインターネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損などの罪に問われることもあります。

インターネット上での人権侵害を防ぐには、インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。インターネットは便利な道具である一方、使い方によっては他人を傷つけてしまう道具でもあります。互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

## 解決に向けて

同和教育問題を解決するためには、私たち一人ひとりが同和教育問題を自分の問題として受け止め、差別に関する正しい知識を持ち、問題点を学ぶことが大切です。家庭や地域、職場で差別につながるような習慣や偏見、固定観念を持っていないかを問い直し、差別をなくす

努力を続けていきたいと思います。

福岡県では昭和56年度から毎年7月を「同和教育啓発強調月間」と定め、県下一斉に各種の啓発行事を行い、差別をなくす取り組みを行っています。自分には関係ない問題と考えるのではなく、この機会に自分のこととして、同和教育のことを考える時間を持つてみませんか。

## 同和教育啓発強調月間のお知らせ

### ■ 芦屋町人権講演会

オンライン開催 (録画配信) です。

▽とき 7月1日 (金) ~ 31日 (日)

※詳しくは、広報あしや今号に折り込んでいるチラシをご覧ください。

### ■ 人権パネル展示

▽とき 7月1日 (金) ~ 29日 (金)

▽ところ 役場1階

▽問い合わせ 社会教育係

(☎223-3546)